



2019年10月31日

各 位

会 社 名株式会社 LIXIL グループ
代表者名代表執行役社長 瀬戸 欣哉
(コード番号 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 IR 室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6268-8806)

当社ガバナンスの検証結果、および、ガバナンス委員会の常設に関するお知らせ

当社は、本年6月25日開催の第77回定時株主総会後に開催された取締役会において、過去のガバナンスの問題点に関する根本原因の解明と、実施された是正策の充分性を確認する目的で、ガバナンス委員会を設置いたしました。

取締役会は、このたび、ガバナンス委員会より下記の通り検証の結果報告を受けました。

かかる結果報告を踏まえ、取締役会は、当社のコーポレートガバナンスを強化し、すべての利害関係者に対し透明性と客観性を高め、ひいては企業価値を高めることを目的として、ガバナンス委員会を取締役会内の任意常設の委員会とすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ガバナンス委員会による検証の範囲および方法

(1) 検証範囲

- 昨年の代表執行役の異動にかかる意思決定プロセスについて認められた諸問題
- 2019年6月25日開催の第77回定時株主総会の運営についての諸問題

(2) 検討方法

- 昨年の代表執行役の異動にかかる意思決定プロセスについて認められた諸問題

2019年4月9日公表の「当社代表執行役の異動における一連の経緯および手続の調査・検討に係る『調査報告書』の公表について」に含まれる第三者による調査報告書、当社コーポレート・ガバナンスガイドライン、取締役会規則、各委員会規則、過去の議事録、など社内外文書（以下「本件検討資料」）の精査・検討を実施した。

● 2019年6月25日開催の第77回定時株主総会の運営についての諸問題

取締役候補決定と公表までのプロセス、招集通知の記載内容、議決権行使書および委任状の様式、委任状追加書面の発送、社外取締役候補の独立性の判断など、定時株主総会開催までの一連の手続きについて検討を実施した。

2. 当社における過去のガバナンスの問題点に関する根本原因の解明および実施された是正策の検証

ガバナンス委員会では、本件検討資料を精査し、定時株主総会開催までの一連の手続きについて検討した結果、第一に、当社が2019年4月9日に公表した「当社代表執行役の異動における一連の経緯および手続の調査・検討に係る『調査報告書』の公表について」に含まれる第三者による調査報告書の内容に不合理な点はないこと、また、当社のガバナンス体制自体は適切であり、重大な欠陥は無いことを確認した。

しかしながら、当社におけるガバナンス問題は、以下2点を根本原因として引き起こされたものであり、再発の防止には追加の是正措置が必要である。

(1) 当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、指名委員会規則におけるあいまいな表現の存在

第三者による調査結果を受け、2019年2月25日に当社コーポレートガバナンス・ガイドライン、指名委員会規則のあいまいな表現を見直し、指名委員会の権限を明記する改訂を実施したが、ガバナンス委員会における検証を通じて、改訂後のガイドライン、規則の一部に、明確さを欠き、恣意的な解釈の余地を残すあいまいな表現が残されており、根本原因が依然として残されていることを認識した。例えば、2019年2月25日改訂後の当社コーポレートガバナンス・ガイドラインでは、執行役の選任・解任、代表執行役（CEO）の選定・解職等の事項につき、答申案として取締役会に提出することになっている。しかしながら、ガイドラインの一部は十分に明確でなかったために、過去の指名委員会の運営において、混乱を生じさせていた。

(2) 客観性および公平性の欠如

検証によれば、ガバナンスの体制そのものが整っていても、1人の取締役に権力が集中し、他の取締役が当該個人に対し遠慮し、あるいは付度が生じる状況がある場合には、ガバナンスの運用自体が独立の立場から監督されなければ、意思決定の客観性や手続きの公平性が失われ得ることが明らかとなった。

例えば、昨年、代表執行役の異動に関する意思決定プロセスにおける問題点として、指名委員会において、CEOおよびCOOに指名された2名の指名委員を除外した議論が行われることはなかった。

また、定時株主総会開催までの一連の手続きでは、例えば、株主提案取締役候補であり、第2号議案として提示された取締役候補2名について、本人の事前承諾を得る前に会社提案候補として公表することに対し、取締役会が抑止力を効かせることができなかったことなどが挙げられる。

3. 是正措置

第一に、取締役会、各委員会において、その職務の執行において混乱を生じさせないためには、取締役会および法定の委員会の運営を定めるすべてのガイドライン、規則の明確化、すなわち、解釈の余

地を残さない表現への修正が必要である。そのため、各委員会および取締役会における議論を通じて、これら規程については順次改訂する。

第二に、客観性および公平性の欠如に対しては、取締役会は、ガバナンス委員会を任意常設の委員会として取締役会の中に設置することにより、取締役会内での監視・監督機能を果たし、特定の個人が過度に影響力を持つことがないように、また、会社のガバナンスの仕組みの乱用や手続における問題の再発防止のための抑止力となるよう努める。

ガバナンス委員会の主な役割

ガバナンス委員会は、当社のコーポレートガバナンスを監視・監督し、その継続的な充実を図るため、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの見直しおよび改訂、取締役会実効性評価実施の主導などの事項について、協議または取締役会への提言を行う。

ガバナンス委員会の構成

5名中4名の委員を株主の利益を代表する社外取締役とする。また、当社のコーポレートガバナンスを監視・監督するにあたり、ガバナンス委員会と取締役会の役割を効果的に結びつけるため、取締役会議長である松崎正年氏を当委員会の委員とする。

ガバナンス委員会

委員長	鈴木 輝夫（社外取締役：監査委員会委員）
委員	松崎 正年（社外取締役：取締役会議長、指名委員会委員）
委員	西浦 裕二（社外取締役：指名委員会委員長、報酬委員会委員）
委員	鬼丸 かおる（社外取締役：指名委員会委員）
委員	伊奈 啓一郎（社内取締役：指名委員会委員）

ガバナンス委員会は、取締役会法定の3委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）と連携して、当社ガバナンス体制の整備、改善に努めていく。また、改善状況については、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などの開示文書を通じて、株主、投資家、その他ステークホルダーの皆様に対しお伝えする。

【参考】コーポレート・ガバナンス体制図

